

各月初日に在籍する就学前子どもの 属する世帯の階層区分		保育料 徴収金額(月額:円)						副食費※ 徴収金額(月額:円)	
		3号認定:0～2歳(4月1日時点)						2号認定:3～5歳(4月1日時点)	
階層	時間	保育標準時間			保育短時間			保育標準時間、保育短時間	
	定義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	同時入所児童のうち、最年長者から順に数えて1人目・2人目	同時入所児童のうち、最年長者から順に数えて3人目以降
		同時入所に関わらず、当該世帯における1番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における2番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における3番目以降に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における1番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における2番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における3番目以降に年長の児童		
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3	均等割の額のみ世帯	8,250	0	0	8,150	0	0	0	0
第4	所得割課税額48,600円未満	9,750	0	0	9,650	0	0	0	0
第5	所得割課税額48,600円以上57,700円未満	13,000	0	0	12,800	0	0	0	0
第6	所得割課税額57,700円以上76,500円未満	26,000	13,000	0	25,600	12,800	0	4,700	0
第7	所得割課税額76,500円以上97,000円未満	30,000	15,000	0	29,600	14,800	0	4,700	0
第8	所得割課税額97,000円以上135,000円未満	41,000	20,500	0	40,400	20,200	0	4,700	0
第9	所得割課税額135,000円以上169,000円未満	44,500	22,250	0	43,900	21,950	0	4,700	0
第10	所得割課税額169,000円以上301,000円未満	53,000	26,500	0	52,300	26,150	0	4,700	0
第11	所得割課税額301,000円以上397,000円未満	55,000	27,500	0	54,100	27,050	0	4,700	0
第12	所得割課税額397,000円以上	56,000	28,000	0	55,000	27,500	0	4,700	0

●第1～7 階層までの、ひとり親世帯または障がい者世帯については下記の金額となります。

各月初日に在籍する就学前子どもの 属する世帯の階層区分		保育料 徴収金額(月額:円)						副食費※ 徴収金額(月額:円)	
		3号認定:0～2歳(4月1日時点)						2号認定:3～5歳(4月1日時点)	
階層	時間	保育標準時間			保育短時間			保育標準時間、保育短時間	
	定義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	同時入所児童のうち、最年長者から順に数えて1人目・2人目	同時入所児童のうち、最年長者から順に数えて3人目以降
		同時入所に関わらず、当該世帯における1番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における2番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における3番目以降に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における1番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における2番目に年長の児童	同時入所に関わらず、当該世帯における3番目以降に年長の児童		
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
第3	均等割の額のみ世帯	3,870	0	0	3,820	0	0	0	0
第4	所得割課税額48,600円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第5	所得割課税額48,600円以上57,700円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第6	所得割課税額57,700円以上76,500円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
第7	所得割課税額76,500円以上77,101円未満	4,500	0	0	4,500	0	0	0	0
	所得割課税額77,101円以上97,000円未満	30,000	15,000	0	29,600	14,800	0	4,700	0

※副食費は、給食のおかずやおやつ食材料費を指します。3号認定の保育料には、副食費が含まれています。

なお、上記の副食費は令和7年度の公立保育園の金額であり、金額は変更になる場合があります。

私立保育園等の金額については、各園にお問い合わせください。

保育料等についての留意事項

- ・保育料は令和7年度及び令和8年度の保護者等の市町村民税額等により決定します。
- ・4月から8月分の保育料は、令和6年中所得に基づく令和7年度の市町村民税額、9月から翌年3月分の保育料は、令和7年中所得に基づく令和8年度の市町村民税額により算定します。
- ・父母の収入が基準額未満の場合、祖父母やその他の親族(世帯分離に関係なく同一住所にお住まい)、または親族以外で同居している方(内縁関係含む)の課税額を合算して保育料が算定されることがあります。
- ・所得割課税額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等による控除は適用しない(所得割額から控除しない)ものとします。
- ・令和8年度の途中で支給認定が3号から2号に変わった場合でも、令和8年度中の保育料は3号認定の金額となります。